

特別な選考方法について（未定稿）

※新たな学術会議の会員となる候補者については、現会員等に加えて、外部（大学、学協会、国研、産業界など）からも推薦を受ける（通常の会員選考の場合と同じ）

※（P）現会員、元会員も新たな学術会議の会員の候補者となり得る

	平成17年法改正	A	B	C
特別な 選考委員会	会長 が、学識経験のある者のうちから、 ▶ 総合科学技術会議の指定議員 ▶ 学士院院長と協議の上、 <u>選考委員を任命する</u>	会長 が、学識経験のある者のうちから、 ▶ 産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用状況 ▶ 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、 <u>選考委員を任命する</u>	設立委員 が、学識経験のある者のうちから、 ▶ 産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用状況 ▶ 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、 <u>選考委員を任命する</u>	設立委員 が、学識経験のある者のうちから、 <u>選考委員を任命する</u>
	（選考委員会は <u>学術会議に置く</u> ）	同左	（選考委員会は <u>内閣府に置く</u> ）	同左
	選考委員が新会員の候補者を選考する	同左	同左	同左
選考委員会の選考結果	選考委員会の選考結果を本則で選ばれた <u>会員とみなす</u>	学術会議は、選考委員会の選考結果を設立委員に報告する	—	—
会員の選定	—	設立委員は、 <u>選考委員会の選考結果に基づいて</u> 会員を選定する	設立委員は、選考委員会の選考結果に基づき、 <u>学術会議の意見を聴いて</u> 、会員を選定する	同左